

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(右京税務署長)

平成23年4月22日棄却・確定

(第一審・京都地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年10月26日判決、本資料260号-182・順号11538)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	右京税務署長 中島 恵
被控訴人指定代理人	加藤 友見
同	杉浦 弘浩
同	奈須田 徳郎
同	歌橋 一美

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が控訴人に対して平成19年11月30日付けでした控訴人の平成18年分の所得税の更正処分を取り消す。
- (3) 処分行政庁は、8099万9716円を回収不能となった金額として、所得税法64条所定の資産の譲渡代金が回収不能となった場合の所得計算の特例を適用せよ。
- (4) 処分行政庁が控訴人に対して平成20年4月23日付けでした控訴人の平成18年分の所得税の更正処分に係る異議決定を取り消す。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の概要

(1) 控訴人の請求

本件は、控訴人が、平成18年中に譲渡した控訴人所有の自宅不動産の譲渡代金1億4120万円のうち8099万9716円(以下「本件未収入金」という。)について、所得税法6

4条2項（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）所定の、譲渡所得の金額の計算上なかったものとみなす金額に該当するとして更正の請求をしたところ、処分行政庁が、本件未収入金のうち5799万9716円につき同条1項の適用があるとして、上記更正の請求の一部を認容する更正処分（以下「本件処分」という。）をしたことに対し、控訴人が、①本件処分の取消し、②処分行政庁が本件未収入金全額が回収不能となったことを前提として上記特例を適用することの義務付け、及び③処分行政庁がした異議決定の取消しを求める事案である。

(2) 訴訟の経過等

原判決は、控訴人の訴えのうち、上記(1)①のうち、納付すべき税額415万1300円を超えない部分の本件処分の取消請求に係る部分、②③の各訴えを不合法であるとして却下し、その余の請求を棄却したので、控訴人が控訴した。

2 前提となる事実、争点、争点に対する当事者の主張

前提となる事実、争点、争点に対する当事者の主張は、原判決2頁末行から12頁17行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 判断の概要

当裁判所も、原判決と同様、次のとおり判断する。

(1) 本件処分取消請求訴訟のうち、納付すべき税額415万1300円を超えない部分の取消を求める部分は、訴えの利益がないから不合法である。

(2) 本件処分取消請求訴訟のうち、上記(1)以外の取消請求に係る部分については、次のとおり理由がない。

ア 控訴人がB銀行に対し、本件譲渡代金をもって、Aの同銀行に対する借入金債務を弁済したものと認められないので、本件譲渡につき所得税法64条2項を適用することはできない。

イ 本件譲渡代金のうち所得税法64条1項所定の回収不能額は、本件債権放棄通知に係る債権放棄額8099万9716円のうち、本件戻入金2300万円を除いた5799万9716円である。

ウ したがって、上記アイと同旨の本件処分に違法はない。

(3) 本件義務づけ訴訟は、義務付けを求める対象が「一定の処分又は裁決」（行訴法3条6項）に当たらないから、不合法であり、また、本件処分取消請求は理由がないので、行訴法37条の3第1項2号所定の訴訟要件を満たさないので、この点からも不合法なものである。

(4) 本件異議決定取消訴訟は、出訴期間徒過により不合法である。

2 原判決の引用・補正等

(1) 原判決の引用

上記1の判断の理由は、次の(2)のとおり原判決を補正し、(3)のとおり当裁判所の判断を附加するほかは、原判決12頁19行目から18頁10行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決15頁3、4行目の「原告は、本件不動産をAの債務のため物上保証に供していたと認められる」を次のとおり改める。

「控訴人は、Aの債務のため控訴人所有の本件不動産を物上保証に供するとともに、控訴人個人がAの債務を連帯保証していたことが認められる（甲26）」

イ 原判決15頁10行目の「原告がAの債務を弁済したとは認められない」を「控訴人が、B銀行に対し、本件譲渡代金をもって、Aの債務を弁済したとは認められない」と改める。

(3) 当裁判所の附加判断

ア Aが本件定期預金をして本件譲渡代金の一部を支払ったこと

(ア) 本件定期預金は、Aが平成18年9月15日に振り出した小切手（以下「本件小切手」という。）を原資として、控訴人個人名義で預金されたものである（乙7、乙8の1）。そして、本件定期預金の解約に当たっても、その元利金は控訴人名で受領されている（乙8の1、乙9）。

すなわち、Aは、控訴人名義で本件定期預金3200万円をした上で、Aの控訴人に対する本件不動産譲渡代金債務を3200万円減額させる会計処理をして、Aの控訴人に対する本件譲渡代金の一部3200万円を支払ったことが認められる。

(イ) この点について、乙（控訴人の弟、Aの専務取締役で財務担当者）も、処分行政庁の担当職員に対し、次のとおり供述して（要旨、乙12の4頁）、本件定期預金をした当時の認識として、控訴人個人の納税資金に充てるために本件定期預金をして、本件譲渡代金の一部3200万円を控訴人に支払ったものである旨を述べている。

a 本件定期預金3200万円をした時点では、3200万円位は控訴人に返済できると考えていたので、後日、戻し入れの状況が生じる（すなわち、本件戻入金2300万円が発生し、本件未払金勘定の残高が2300万円増加する。）ものとは予想していなかった。

b 本件定期預金の預入時には、その満期がくれば控訴人の納税資金とすることができるという想定の下で、本件定期預金を控訴人の個人名義としたのであり、Aの控訴人に対する本件不動産譲渡代金の支払の一環と認識していた。

(ウ) 以上の次第で、控訴人がAに対して有した本件譲渡代金に係る債権は、平成18年9月15日時点で、本件定期預金の元本相当部分3200万円について、Aからの弁済により消滅したことが認められる。

イ 本件戻入金は回収不能額に該当しないこと

(ア) 前記第2の2で、原判決記載の「前提となる事実」(4)のエないしカを引用して認定したとおり、平成19年2月21日における本件定期預金の解約に伴って1000万円、同年4月2日における定期預金1の解約に伴って900万円、同年5月7日における定期預金2の解約に伴って400万円が、それぞれA当座預金口座に振り替えられている（本件戻入金）。

(イ) しかし、前記アで認定したとおり、そもそも、Aが控訴人名義で本件定期預金3200万円をしたのは、Aから控訴人への本件譲渡代金の一部3200万円の支払と認められるから、その後、控訴人が本件定期預金をどのように処分したとしても、Aの控訴人に対する本件譲渡代金の一部3200万円の支払の事実がなくなるわけではない。

また、上記(ア)のA当座預金口座への入金は、Aが控訴人名義で本件定期預金をしてから5か月ないし8か月も経過した後に、3回にわたりなされたものであり、A当座預金口座への本件戻入金合計2300万円の入金は、控訴人が、一旦本件譲渡代金として受領し

た3200万円の一部2300万円につき、Aのその後の資金繰りの悪化等（甲9の4頁一答17）を受けて、Aに対し、運転資金として新たに資金提供をした（控訴人が新たに2300万円を貸し付けた）ものにすぎないというべきである。

さらに、本件定期預金の元本3200万円と、本件戻入金2300万円との差額900万円については、2回目と3回目の振替の間において、他の不動産譲渡にかかる共有者3名の納税資金として引き出したり（乙12の6頁）、控訴人の平成18年分の所得税の納税に充てる（乙9）など、複数回にわたり、Aとは無関係に自由に処分されているのであって、控訴人においても、本件定期預金が本件譲渡代金の一部の受領であると認識していたことが認められる。

（ウ） 以上の次第で、控訴人は、Aから本件譲渡代金の一部3200万円の支払を受けた後に、Aに対し本件戻入金2300万円を交付して、Aに新たな貸付をしたものであり、この新たな貸付金が回収不能となったからといって、本件戻入金につき所得税法64条1項を適用することはできない。

3 結論

以上のとおり、控訴人の本件更正処分取消等請求訴訟について、不適法な訴えの部分を却下し、その余の請求は理由がないとして棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官 紙浦 健二

裁判官 宮武 康

裁判官川谷道郎は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 紙浦 健二